

情 個 審 答 申 第 1 2 号
令和5年（2023年）3月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年（2022年）11月22日付け、住政発第762号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本駅南線新設工事に関して作成された、熊本市公共事業環境配慮指針に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業実施報告書に関する文書等開示請求拒否決定（不存在）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和3年（2021年）3月19日、審査請求人は、文書所管課を「都市建設局都市政策部都市政策課」と指定して、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、熊本駅南線新設工事（以下「本件工事」という。）に関して作成された、熊本市公共事業環境配慮指針（以下「本件指針」という。）に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料（以下「本件協議資料」という。）並びに事業実施報告書（以下「本件報告書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年4月8日、実施機関は、これに対する文書等開示請求拒否決定（不存在）（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年5月11日、審査請求人は、本件処分の取消し及び文書等の開示を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件指針上、第2種事業（「工事請負費で執行される6,000万円以上の工事」）では、①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成、②必要に応じて、環境保全局及び関係部署と協議、③事業実施報告書の提出の3つの資料を作成する業務執行の責務が発生する。

当然本件工事でも、4億1,800万円の巨額投資工事であり、この①②③の業務執行責務が発生する。また、本件工事に係る道路の近隣には団地、児童教育施設、小学校等が存在するため、生活環境影響等無し、児童教育施設への健康被害は全くないとして環境保全局・関係部署との協議が執行されなかったはずがなく、資料が不存在とはとても思われない。つまり、都市建設局主管課都市政策課に本件工事に伴う対応資料等が存在するはずがない。

よって、早急に評価協議のわかる資料等・実施報告書の開示交付を執行していただき

たい。

2 実施機関の主張

本件協議資料及び本件報告書は事業所管課で必要に応じて実施・作成されるものである。都市政策課は本件工事の事業所管課ではなく、本件開示請求に係る文書の作成を含め関連する事務を実施していない。よって本件協議資料及び本件報告書は不存在である。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件工事に関して作成された、本件指針に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業実施報告書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件審査請求に係る文書の概要

熊本市は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び熊本県環境評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の対象とならない市公共事業について、本件指針を策定して、事業構想・計画段階から設計・施工段階に至るまで、環境負荷の低減を図るものとしている（本件指針第1章1－3）。

そして、本件指針では、公共事業の規模に応じて、環境影響が大きいと予想される一定規模以上の事業を「第1種事業」、環境影響が中程度と予想される事業を「第2種事業」、環境影響が小さいと予想される軽微な事業若しくは維持補修系の事業等を「第3種事業」と区分し、環境影響が比較的小さいと予想される事業については、事務の効率性等も考慮し、環境配慮の手続を簡素化することとしている（本件指針第1章1－4）。

これを道路・街路整備事業における道路の新設についてみると、「2車線以上、かつ、1km以上」の規模であるものは「第1種事業」に、「工事請負費で執行される6,000万円以上の事業・工事」であり第1種事業に該当しないものは「第2種事業」に、「工事請負費で執行される6,000万円未満の事業・工事」は「第3種事業」に分類することとされており、それぞれ必要とされる対応は次表のとおりとされる（本件指針第3章3－2）。

第1種事業	①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成 ②環境局及び関係部署との協議 ③公共事業配慮評価会議における審査 ④事業実施報告書の提出
第2種事業	①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成 ②必要に応じて、環境局及び関係部署との協議 ③事業実施報告書の提出
第3種事業	第2種事業の①～③のうち①の作成の省略が可能(ただし、地下水をはじめとする環境に大きな影響を与えるおそれがあると所属長が判断した場合は作成しなければならない)

本件工事は、片側1車線かつ延長約100メートル程度の道路・街路整備事業であり、全体事業費が3億2,500万円であることから、第2種事業に該当する。

したがって、本件工事については、「環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシート」及び「事業実施報告書」が事業課において作成され、「環境局及び関係部署との協議」に係る資料は「必要に応じて」当該協議が行われた場合に、事業課及び関係部署において作成されるものといえる。

4 本件協議資料及び本件報告書の存否について

当審議会が確認したところ、本件処分当時の熊本市事務分掌規則（平成8年規則第38号）には、熊本駅周辺整備事務所の事務分掌として「熊本駅周辺地域及び上熊本駅周辺地域の整備に関すること」及び「JR 鹿児島本線等の連続立体交差事業の促進及びこれに関連する施設整備に関すること」が規定されていた。そして、本件工事は、「熊本駅周辺地域及び上熊本駅周辺地域の整備に関すること」あるいは「JR 鹿児島本線等の連続立体交差事業の促進及びこれに関連する施設整備に関すること」に含まれることが明らかであり、現に熊本駅周辺整備事務所において本件工事に係る事務が実施されていたことが認められる。これに対し、都市政策課の事務分掌の中には、本件工事に係る事務の実施根拠となり得る定めは存在しない。よって、都市政策課は「事業課及び関係部署」には該当しない。

したがって、本件工事に関する文書は、当時の熊本駅周辺整備事務所で作成され、その後、その業務を引き継いだ市街地整備課で保管されていると考えることができ、同規則で当該事務を所掌することとなっていない都市政策課がこれを保有しているという蓋然性は低い。このことは、都市政策課が熊本駅周辺整備事務所の所属する都市建設局の主管課であるとしても異ならない。また、これを考慮すれば、都市政策課内での調査の結果、本件開示請求に係る文書等の存在は確認できなかったという実施機関の説明には、不合理な点は見当たらない。

よって、同課に本件協議資料及び本件報告書が存在しているとは認められない。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和４年（２０２２年） １１月２２日	熊本市長から諮問（令和４年（２０２２年）１１月２２日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和４年（２０２２年） １２月２日	諮問の審議を行った。
令和５年（２０２３年） １月６日	答申案の審議を行った。
令和５年（２０２３年） ２月３日	答申案の審議を行った。
令和５年（２０２３年） ３月３日	答申案の審議を行った。